

農業機械化促進法を廃止する等の法律案の概要

平成29年 2月
農林水産省**1 趣旨**

良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていく観点から、農業機械について、時代のニーズと合わなくなっている農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）を廃止する。

2 法律案の概要

- (1) 高性能農業機械の開発・導入制度及び農機具の型式検査制度を規定していた農業機械化促進法を廃止する。
(廃止法第1条)
- (2) 同法に規定されていた国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務（試験研究、調査、安全性検査等）を、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）に規定する。
(廃止法第2条、農研機構法第14条)

3 施行期日

平成30年 4月 1日

(廃止法附則第1条)

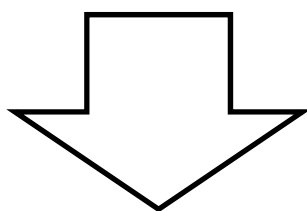
農業機械化促進法を廃止する等の法律案の概要

背景

農業機械化促進法は、昭和28年に、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、一定水準以上の農業機械の開発・導入を進める必要があるとの観点から制定

- ① 型式検査制度については、(機械化法第6条～第15条)
 - ・ 農業機械の製造技術が向上し、型式チェックの必要性が低下
 - ・ 近年、トラクターの安全キャビン・フレーム以外に、検査実績がない

- ② 高性能農業機械の開発・導入制度については、(機械化法第5条の2～第5条の8)
 - ・ 高性能農業機械の導入が進展し、国・県中心の開発・導入制度の必要性が低下



法案の概要

- 1 農業機械化促進法の廃止(廃止法第1条)

- 2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の改正(廃止法第2条、農研機構法第14条)
 - ・ 農研機構が必要な農業機械(適正機能・合理的価格)の開発・安全性検査を実施